

相続手続 ～名義変更編 預金①～

今回から具体的な名義変更手続について見て行きます。第1弾は預金の名義変更です。

1、預金の名義変更

今の時代、預金口座を全く持っていないという方は珍しいのではないのでしょうか。同じ銀行同士なら振込手数料がタダになるから、給料を振り込むために口座を作れと会社に言われた、あると使っちゃうから貯める分は他の口座に・・・など複数口座を持っている方が多いと思います。

しかし、いざ相続が発生すると預金口座は当たり前前に凍結されてしまいます。今こそお金が必要なのに……。ところで、銀行には死亡した人の口座を凍結しなければいけないという義務は無いようです。そうなる、なんとまあ勝手なことを！！と思いたくもなりますが、例えば相続人の1人が抜け駆けしてお金を下ろして逃げた場合、他の相続人が『その損失分を補てんしろ！』などとどなりこんできたら、銀行にとっても迷惑な話ですからね。

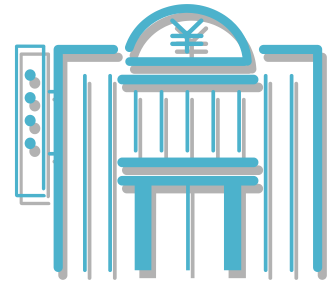
また、銀行に死亡の事実を伝えていないのに口座が凍結されている！という話を聞きますが、地方では新聞に訃報が載ったことで銀行が死亡の事実を知り、口座を凍結するなんていうこともあるそうです。

さて、前置きはこのあたりにして必要書類や実際の手続のお話に入りましょう。

2、必要書類など

預金の名義変更は、金融機関によって手続の仕方・フォーマット・必要書類に違いがあります。以下にあげたのは、たいていどの金融機関でも必要になる可能性の高いものです。

- ①名義書換依頼書（各銀行に備え付けのフォームがあります）
- ②預金通帳・キャッシュカード・お届け印
- ③被相続人・相続人の戸籍謄本
- ④遺言書・遺産分割協議書
- ⑤印鑑証明書
- ⑥相続人の実印
- ⑦本人確認書類



3、一般的な手順

①口座の棚卸

まずは口座がどこにあるのかを調べます。なんだ・・・と思われたかも知れませんが、実は重要な作業です。漏れがあった場合には再度の遺産分割協議や相続税の修正申告など面倒な手続が待っています。特に最近はネットバンクが普及していたり、通帳を不発行にすることで特典を受けられるサービスもあつたりしますので注意が必要です。

②名義変更手続の原因・取得者等の把握

遺産分割協議で受取人を決めた、遺言書に受取人が指定してある、誰が受取るかは決まっていなが当座の支払に必要なので相続人の合意の上で引き出す等、どういう理由で誰が受取るのかを確認します。例えば遺言書に遺言執行者が定められている場合には遺言執行者が手続を行う必要があります。理由の違いで書式や必要書類が異なる場合があります。

カツオ『相続で使うから残高証明書を出してくれと頼むと、その場で凍結されちゃうよ』

